

○ 招 集 告 示

住田町告示第 33 号

平成 29 年第 16 回住田町議会臨時会を次のように招集する。

平成 29 年 12 月 8 日

住田町長 神 田 謙 一

1 期 日 平成 29 年 12 月 14 日

2 場 所 住田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 荻原 | 勝君 | 2番 | 佐々木 | 初雄君 |
| 3番 | 佐々木 | 信一君 | 4番 | 瀧本 | 正徳君 |
| 5番 | 菅野 | 浩正君 | 6番 | 佐々木 | 春一君 |
| 7番 | 村上 | 薫君 | 8番 | 林崎 | 幸正君 |
| 9番 | 泉田 | 是重君 | 10番 | 高橋 | 靖君 |
| 11番 | 阿部 | 祐一君 | 12番 | 菊池 | 孝君 |

不応招議員（なし）

議事日程（第1号）

平成29年12月14日（木）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第 2号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第7号）
日程第 5 議案第 3号 平成29年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 6 議案第 4号 平成29年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 7 議案第 5号 大船渡消防署住田分署新築工事の変更請負契約の締結に関し
議決を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 荻原 勝 君 | 2番 | 佐々木 初 雄 君 |
| 3番 | 佐々木 信 一 君 | 4番 | 瀧 本 正 徳 君 |
| 5番 | 菅 野 浩 正 君 | 6番 | 佐々木 春 一 君 |
| 7番 | 村 上 薫 君 | 8番 | 林 崎 幸 正 君 |
| 9番 | 泉 田 是 重 君 | 10番 | 高 橋 靖 君 |
| 11番 | 阿 部 祐 一 君 | 12番 | 菊 池 孝 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神 田 謙 一 君

その他議場に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|-----------|------------------------|-------------|
| 副 町 長 | 横 澤 孝 君 | 教 育 長 | 菊 池 宏 君 |
| 総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 | 佐 藤 英 司 君 | 税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者 | 中 里 学 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 横 澤 則 子 君 | 町 民 生 活 課 長 | 梶 原 ユ カ リ 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 | 伊 藤 豊 彦 君 | 建 設 課 長 | 熊 谷 公 男 君 |
| 農 政 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 紺 野 勝 利 君 | 林 政 課 長 | 千 葉 純 也 君 |
| 教 育 次 長 | 松 田 英 明 君 | | |

事務局職員出席者

議会事務局長 高 橋 俊 一 係 長 佐々木 隆 児

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（菊池孝君） ただいまから平成29年第16回住田町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は12人です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
-

◎開議の宣告

- 議長（菊池孝君） これから本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（菊池孝君） これから諸般の報告をします。
職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

- 議長（菊池孝君） 町長より行政報告があれば発言を求めます。
○町長（神田謙一君） ありません。
○議長（菊池孝君） 教育委員会より行政報告があれば発言を求めます。
○教育長（菊池宏君） ありません。
○議長（菊池孝君） これで諸般の報告を終わります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（菊池孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、住田町議会会議規則第118条の規定によって、9番、泉田是重君、
10番、高橋靖君を指名します。
-

◎会期の決定

○議長（菊池孝君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池孝君） 日程第3、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

公務員については、労働基本権制約の代償措置として給与勧告制度が設けられており、本町においてもこれまでその勧告に準じて給与改正を行ってきたところであります。

岩手県人事委員会は平成29年10月13日に平成29年度の勧告を行ったところであり、県では県議会12月定例会において関係条例の改正案を議決しておりますが、本町としても県に準じて本条例の一部を改正しようとするものであります。

今回の改正は、大きく第1条と第2条に分けてあり、第1条においては平成29年度分の改定であり、第2条においては平成30年度以降に適用する改定であります。

以下改正条文で説明いたします。

まず1ページ目、第1条の改定についてであります。第21条第2項第1号は、平成29年12月期の勤勉手当の支給割合を100分の85から100分の90に引き上げるもので、第2号は同様に再任用職員の支給割合を100分の40から100分の45に引き上げるものであります。

別表第1は行政職給料表の改定で、1ページから5ページまで続いております。5ページの別表第2は、医療職給料表の改定で、アの栄養士に適用する医療職給料表(1)は9ページまで、イの保健師に適用する医療職給料表(2)は9ページから14ページまでであります。

次に14ページ、大きな第2条の改正についてであります。第21条第2項第1号は、平成3

0年度以降の勤勉手当の支給割合を100分の90から100分の87.5に引き下げるものでありますが、年間の支給割合は平成29年度と同様の100分の175とするものであります。

第2号は同様に、再任用職員の支給割合を100分の45から100分の42.5に引き下げるものでありますが、年間の支給割合は平成29年度と同様の100分の85とするものであります。

14ページから15ページの附則であります。第1項及び第2項は施行期日等を定めるもので、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

ただし、第1条に規定する給料表の改定は、平成29年4月1日に、勤勉手当の改定は平成29年12月1日にそれぞれ遡って適用しようとするものであります。

第3項は適用日前の異動者の号給の調整で、第4項は改正前に支給された給与について内払とみなすことを定めるもので、第5項は施行に関し必要な事項は規則で定める規則への委任の規定であります。

以上説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

〔「意義なし」と言う人あり〕

○議長（菊池孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池孝君） 日程第4、議案第2号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第2号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、議案第1号により可決されました一般職の職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出の総額を48億3,587万8,000円とするものであります。

それでは補正後の歳入歳出予算を第1表によりご説明いたします。

まず歳入についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の、2歳入をご覧ください。

17款繰入金1,200万円の増は、財政調整基金繰入金の増によるものであります。

続きまして歳出についてご説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の、3歳出をごらんください。

1款議会費27万2,000円、2款総務費369万7,000円、3款民生費228万8,000円、4款衛生費149万2,000円、6款農林業費98万円、7款商工費25万円、8款土木費113万円、10款教育費157万5,000円の増は、先ほど申し上げました給与条例の改正等によるものであります。

14款予備費31万6,000円の増は、予算調整によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第7号）を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

[「意義なし」と言う人あり]

○議長（菊池孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池孝君） 日程第5、議案第3号 平成29年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 議案第3号 平成29年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11万9,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ1億8,425万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入をご覧ください。

4款基金繰入金11万9,000円の増は、水道施設整備基金繰入金の増によるものであります。
続きまして歳出についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出をごらんください。

1款簡易水道費11万9,000円の増は、給与条例の改正等に伴う、給与、職員手当等、共済費

によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君）これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 平成29年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

〔「意義なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 平成29年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池孝君） 日程第6、議案第4号 平成29年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 議案第4号 平成29年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、議案第1号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴うものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万8,000円を

増額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ9,497万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入をご覧ください。

4款繰入金7万8,000円の増は、下水道事業減債基金繰入金の増によるものであります。

続きまして歳出についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出をごらんください。

1款下水道費7万8,000円の増は、給与条例の改正等に伴う、給与、職員手当等7万8,000円の増によるものであります。

2款公債費は、財源組み換えによるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君）これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 平成29年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

〔「意義なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 平成29年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池孝君） 日程第7、議案第5号 大船渡消防署住田分署新築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 議案第5号 大船渡消防署住田分署新築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて説明いたします。

住田分署新築工事の請負契約につきましては、平成29年5月26日に議会の議決を頂き現在工事を進めているところでありますが、工事内容を変更する必要が生じたことから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更前の契約金額は、4億7,952万円ですが、703万6,200円増額し、4億8,655万6,200円に変更しようとするものであります。変更部分について、添付の図面により説明いたします。

図面は1階平面図、2階平面図、全体配置図の3種類添付してありますが、最初に1枚目の1階平面図で説明いたします。

変更の箇所は、出勤準備室と車庫の間の建具について、迅速な対応が求められることから、出入口の寸法を大きくするとともに、片開き戸を上吊り引き戸に変更するものであります。

また、車庫内において、地下ピット内へ消化ポンプや補助ポンプ、操作盤などの設備機器を搬入するための床のマシンハッチについて、設備機器を分解せずに搬入できるようにするため、大きな寸法に変更するものであります。

次に、図面の2枚目、2階平面図をごらんください。車庫内に設置するスプリンクラーに冬季間の凍結防止のためにヒーターの巻き付けを追加するものであります。

次に、図面の3枚目、全体配置図をごらんください。まず外構の部分ですが、敷地の西側、図面では上の部分となりますが、工期短縮のため2か所についてコンクリート舗装からアスファルト舗装に変更するものであります。

次に、全体の敷地造成工の部分のうち、はぎ取った表土や残土について、県工事への流用が可能となったことにより、運搬数量が変更となったこと、仮置き場までの運搬により運搬距離も変更となったこと、盛り土工については盛り土材に使用する砕石を変更するとともに、

使用数量を変更するものであります。

以上が変更の内容であります。項目によっては減額となるものもありますがトータルとして703万6,200円増額となるものであります。

なお、工期につきましては議案への記載はありませんが、この建物は柱に梁を貫通させる貫式ラーメン構造のため、柱の据え付けにあたって高度な精度管理と慎重な施工が要求されたことから、平成30年3月5日までの工期を、平成30年3月19日までに14日間延長する変更についても併せて行おうとするものであります。

以上説明を終わります。

○議長（菊池 孝君）これから質疑を行います。

発言を許します。

8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 構成員のことでちょっとお伺いしますが、住田町の山崎工業が取締役山崎明満、住宅産業は代表取締役。代表取締役と取締役、これ山崎工業は代表取締役はないのかな。

ふつうは大体代表取締役が構成員になると思うんですが、これどういうふうなことでこうなっているのかなと。それをお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 山崎工業さんの指名入札の登録については、取締役山崎明満の名前で指名登録がされているという状況にあります。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） そういうふうな形、代表取締役が普通なんだよね。ここだけが取締役でそういうふうな形でも良いと、いうふうな形になっているんですか。大体どこに行ったら代表取締役の契約なんです、その点は。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 代表権のある取締役、というふうに認識してございます。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 代表権というか代表取締役は代表だよ。一番の代表権があるんじゃないの。取締役は取締役なんだよ。代表なんだよ代表は。代表がいちばんの権限があるんだよ、法的に。そんな馬鹿な話ない。代表には権限がなくて取締役に権限があるのか。代表と取締役。これ最後だからね、これ。

○議長（菊池 孝君） 暫時休憩します。

○議長（菊池 孝君） 再開します。休憩前に保留しました、8番、林崎幸正君の質問に対する答弁を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 取締役が一人ということで、実質代表ということになります。

○議長（菊池 孝君） ほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 大船渡消防署住田分署新築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

〔「意義なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 大船渡消防署住田分署新築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（菊池孝君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第16回住田町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員